

## 明日香村整備基金管理運営要領

〔昭和55年7月10日  
内閣総理大臣決定〕

第1 奈良県高市郡明日香村の長（以下「明日香村長」という。）は、明日香村整備基金（以下「基金」という。）に属する現金を、次の方法により運用しなければならない。

- (1) 国債、地方債その他確実な有価証券の取得
- (2) 銀行その他の確実な金融機関への預金又は郵便貯金
- (3) 信託業務を営む銀行への信託

第2 明日香村長は、基金の全部又は一部を担保に供し、又は処分をしてはならない。ただし、基金の総額が30億円を超える場合において、当該30億円を超えた部分について、あらかじめ内閣総理大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けて担保に供し、又は処分をするときは、この限りでない。

第3 明日香村長は、毎年度、基金の運用から生ずる収益（以下「運用益」という。）を明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第8条に規定する事業（以下「基金対象事業」という。）に必要な経費に充当するものとし、当該年度において運用益に残額が生じた場合には、これを翌年度に繰り越し、基金対象事業に必要な経費に充当し、又は基金に繰り入れるものとする。

第4 明日香村長は、毎年度の開始前に当該年度の基金の造成計画及び基金対象事業に係る収入・支出計画を作成しなければならない。この場合において、明日香村長は、あらかじめ別記様式第1により大臣に協議しなければならない。

2 明日香村長は、前項の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ別記様式第2により大臣に協議しなければならない。

第5 明日香村長は、基金対象事業の実績を毎年度終了後3か月以内に別記様式第3により大臣に報告しなければならない。

第6 明日香村長は、基金及び基金対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該年度終了後5年間保管しなければならない。

第7 明日香村長は、基金の設置、管理及び処分を定めた条例を改正したときは、速やかに大臣に届け出なければならない。その他基金に関し必要な事項を定めた条例、規則その他の規程を定め、又は改廃したときも同様とする。

第8 大臣は、基金の管理及び運用益の使用に関し、必要に応じ、指導監督を行い、また、關係書類の提出を求めることができる。

第9 この要領の規定に基づき明日香村長が大臣に承認申請、協議、報告又は届出を行う場合の書類の提出部数は2部（正本1部及び副本1部）とする。

2 この要領の規定に基づき明日香村長が大臣に承認申請、協議、報告又は届出を行う場合は、奈良県知事を経由するものとする。

第10 第1から第9までの規定は基金が存続している間適用する。

第11 明日香村長は、基金を廃止しようとする場合においては、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。この場合において、明日香村長は、基金の残余財産のうち国庫補助金相当額を国庫に返還しなければならない。

(別記様式第1)

番号  
昭和 年月日

内閣総理大臣

氏名 殿

奈良県高市郡明日香村長

氏名印

昭和 年度明日香村整備基金造成計画及び基金対象事業  
に係る収入・支出計画について

標記について、明日香村整備基金管理運営要領第4第1項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

1 明日香村整備基金造成計画

区分	基金造成額			当年度運用益見込額	備考
	前年度までの分	当年度分	合計		
1 国庫補助	千円	千円	千円	千円	
2 その他					(内訳)
合計					

2 基金対象事業に係る収入・支出計画

(1) 基金対象事業に係る収入計画（昭和 年度分）

事 項	計 画 額	備 考
1 明日香村整備基金運用益 (1) 国 庫 補 助 (2) そ の 他	千円	
2 そ の 他 の 収 入		(内訳)
合 計		

(2) 基金対象事業に係る支出計画（昭和 年度分）

事 業 名	計 画 額	備 考
1 明日香村特別措置法第8条 第1号に掲げる事業 (1) .....	千円	
(2) .....		
⋮		
2 明日香村特別措置法第8条 第2号に掲げる事業 (1) .....		
(2) .....		
⋮		
3 明日香村特別措置法第8条 第3号に掲げる事業 (1) .....		
(2) .....		
⋮		
合 計		

(3) 基金対象事業に係る収入・支出計画積算資料

事 項 又 は 事 業 名	計 画 額	積 算 内 訳
	千円	
合 計		

- 備 考 (1) 収入に係るものと支出に係るものとそれぞれ別葉とすること。  
(2) 収入については、基金運用益についてのみ記載すること。  
(3) 支出については、2(2)基金対象事業に係る支出計画の表に掲げる事業の順に記載すること。